

## 海外生活ヘルプデスク会則

### 第1条（名称）

本サービスは海外生活ヘルプデスク（以下「本サービス」といいます）と称します。

### 第2条（目的）

本サービスは、VJA加盟カード発行会社（以下「カード発行会社」といいます）の発行するクレジットカードの付帯サービスとして、カード発行会社の会員（以下「会員」といいます）のうち、本サービス加入者（以下「本会員」といいます）向けに海外生活に関わるサービスを提供することを目的とします。

### 第3条（本会員）

カード発行会社に対し、本会則を承認のうえ本サービスの入会申込みをした会員のうち、カード発行会社が適格と認めた会員を本会員とします。

### 第4条（年会費など）

- 1.本会員はカード発行会社所定の年会費を支払うものとします。また、本会員が情報誌の海外発送を指定する場合は、同様に所定の情報誌送付料を支払うものとします。
- 2.本サービスの年会費および情報誌送付料は、カードの利用代金と同様に自動振替によりお支払いいただきます。また、本サービスは、特に退会のお申し出がない限り毎年自動継続され、年会費および情報誌送付料のお支払いも自動継続されます。
- 3.カード発行会社は、本サービスの年会費および情報誌送付料を、本会員に事前に告知することにより、変更できるものとします。
- 4.年会費および情報誌送付料は当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、お返しいたしません。

### 第5条（退会）

- 1.本会員が会員資格を喪失した場合は、本会員の資格も喪失するものとします。
- 2.本会員が退会する場合は、カード発行会社所定の方法により届出るものとします。

### 第6条（本サービスの変更・終了）

- 1.本会員は、カード発行会社の都合により、本サービスの終了または本サービスの内容が変更される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 2.本サービスの内容は、カード発行会社所定の方法により公表するものとし、本会員は、本サービスが公表された内容で提供されることをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第7条（情報の提供・保存及びその保護）

- 1.本会員は、本サービスの提供にあたり、本サービスの提供に必要な範囲で、カード発行会社が提携する本サービスの提供会社に対して、本会員及びその家族に関する情報（以下、「会員情報等」といいます）の提供・保存が行われることに同意します。
- 2.カード発行会社は、本サービスの提供において、第1項により知り得た会員情報等について、プライバシー保護の観点からその取り扱いに十分注意を払うものとします。
- 3.カード発行会社の会員規約において、本条と別の定めがある場合は、カード発行会社の会員規約に従うものとします。

#### 第8条（ご利用代金明細書・更新カード等のクレジットカード・情報誌の海外送付について）

本会員は、カードのご利用代金明細書・更新カード等のクレジットカード・情報誌等の海外送付の対象地域についてはカード発行会社が別に定める範囲内とし、配達期日については、各国の配送事情等により遅延が起りうることをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第9条（カード発行会社からの連絡について）

本会員は、本サービス申込書に記入した「国内連絡先」及び「海外送付先住所」に対しカード発行会社が必要と認めた書類を送付または電話で連絡する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第10条（会則の変更等）

- 1.本会員は、カード発行会社に変更内容を通知又は公表する等の方法で本会則が変更される場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 2.本会則に定めのない事項については、カード発行会社の会員規約が適用されるものとします。

以上

（2020年9月改定）